

山口県土木工事共通仕様書【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>・ 1-1-18 建設副産物 1. ～6. 省略</p> <p>7. 建設発生土 受注者は、建設発生土について、設計図書において任意処分とされている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第9節 構造物撤去工</p> <p>2-9-3 構造物取壊し工 1. ～2. 省略</p> <p>3. 舗装版切断 (1) 受注者は、舗装版切断を行うにあたっては、切断作業時に発生する排水を回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。なお、回収した排水を現場から搬出する場合は、搬出時点で排水のpHを測定し、その結果を写真に記録するものとする。この際pHが12.5以上となる場合には特別管理産業廃棄物となることに留意すること。 (2) 処理施設、処理方法、運搬方法等は受注者の任意とするが、産業廃棄物の種類・取扱いについては山口県環境生活部及び下関市環境部（下関市内のみ）の取扱いに準ずること。 (3) 受注者は、「共通仕様書1-1-18 建設副産物 2. マニフェスト」に基づき、監督職員へマニフェストを提示する際、併せてpHの測定結果の提示を行うこと。 (4) 受注者は、舗装版切断排水の回収処理を行わない場合は、あらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. ～12. 省略</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>・ 1-1-18 建設副産物 1. ～6. 省略</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第9節 構造物撤去工</p> <p>2-9-3 構造物取壊し工 1. ～2. 省略</p> <p>3. 舗装版切断 (1) 受注者は、舗装版切断を行うにあたっては、切断作業時に発生する排水を回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。なお、pHが12.5以上となる場合には特別管理産業廃棄物となることに留意すること。 (2) 処理施設、処理方法、運搬方法等は受注者の任意とするが、産業廃棄物の種類・取扱いについては山口県環境生活部及び下関市環境部（下関市内のみ）の取扱いに準ずること。 (3) 受注者は、舗装版切断排水の回収処理を行わない場合は、あらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. ～12. 省略</p>